

- 「GX実現に向けた基本方針」や本小委員会等での議論を踏まえて、**事業規律の強化や系統整備のための環境整備等の措置を盛り込んだ「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（GX脱炭素電源法）」**が5月31日に成立した。

<改正内容>

1. 再エネ導入に資する系統整備のための環境整備【電気事業法・再エネ特措法】

- 電気の安定供給の確保の観点から**特に重要な送電線の整備計画**を、**経済産業大臣が認定する制度**を新設。
- 認定を受けた整備計画のうち、**再エネの利用の促進に資するもの**については、従来の使用開始後に加え、**工事に着手した段階から系統交付金（再エネ賦課金）**を交付。
- **電力広域的運営推進機関の業務**に、認定を受けた**整備計画に係る送電線の整備に向けた貸付業務**を追加。

2. 既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進【再エネ特措法】

- 太陽光発電設備に係る早期の**追加投資（更新・増設）**を促すため、地域共生や円滑な廃棄を前提に、**追加投資部分に、既設部分と区別した新たな買取価格を適用する制度**を新設。

3. 地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化【再エネ特措法】

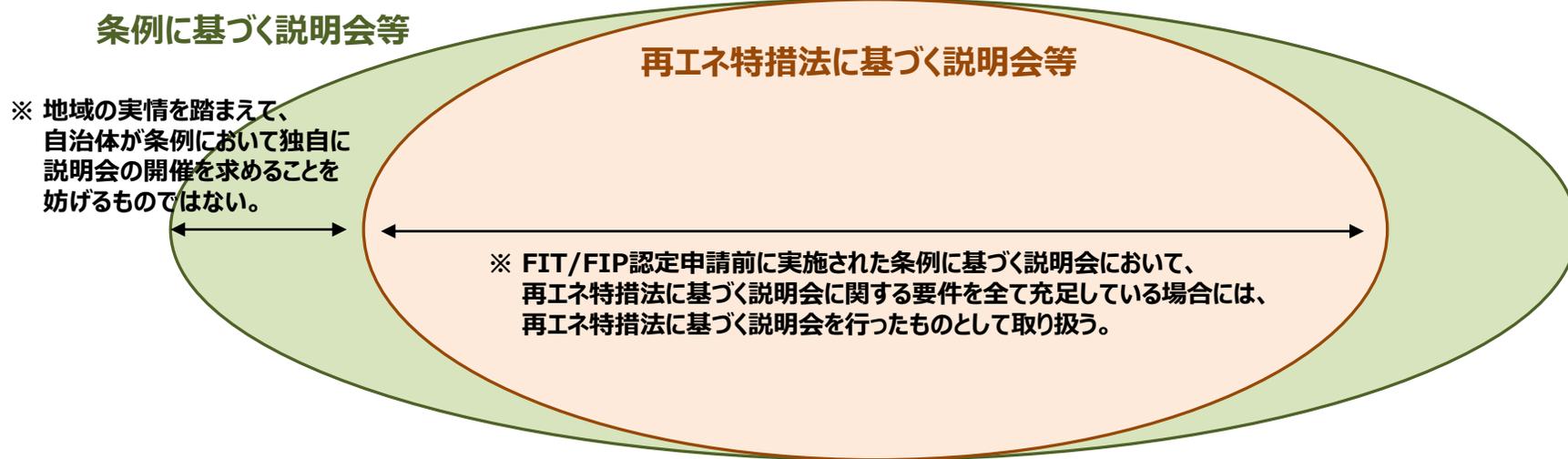
- **関係法令等の違反事業者**に、**FIT/FIPの国民負担による支援を一時留保する措置**を導入。**違反が解消された場合**は、相当額の取戻しを認めることで、**事業者の早期改善を促進**する一方、**違反が解消されなかった場合**における、**FIT/FIPの国民負担による支援額の返還命令**を新たに措置。
- **認定基準**として、事業内容を**周辺地域に対して事前周知**することを追加。（事業譲渡にも適用）
- **委託先事業者に対する監督義務**を課し、委託先を含め関係法令遵守等を徹底。

※ 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる許認可（林地開発許可等）については、認定申請前の取得を求める等の対応を省令で夏頃までに具体化。

<基本的な考え方>

- 説明会等を開催すべき再エネ発電事業の範囲については、事業者や住民の予見性を確保するため、規模・設置場所・設置形態を踏まえて、客観的かつ明確な基準を定めることとしてはどうか。
- また、FIT/FIP認定申請前に実施された他法令（※）・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱うこととする。
(※) 環境影響評価法や地球温暖化対策推進法に基づく説明会等が想定される。
- なお、再エネ特措法において説明会開催が必要な再エネ発電事業の範囲から外れるものであっても、地域の実情を踏まえて、地域とのコミュニケーションを一層促進する必要がある場合に、自治体が条例において独自に説明会の開催を求めることを妨げるものではない。

<再エネ特措法に基づく説明会等と条例に基づく説明会等の関係イメージ>



説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲（案）

＜電源の規模＞

- 前々回会合（2023年6月30日）における事務局案のとおり、**特別高圧・高圧（50kW以上）**の電源については、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性がより高いものとして**説明会の開催を求める**。**低圧（50kW未満）**の電源については、**原則として説明会以外の手法での事前周知を求める**。
(※) ただし、低圧の電源であっても、複数の電源が至近距離内に集合する場合（詳細下記参照）や、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアに設置する場合（詳細p.13参照）は、説明会開催が必要となる。
- **住宅用太陽光発電（10kW未満）**は、**事前周知要件の対象外**とする。
- 複数の電源が至近距離内に集合する場合の取扱いについて、前々回会合における委員の指摘を踏まえ、**説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲（後述）内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業がある場合には、それらの複数の電源を合計した出力により、説明会等の開催の要否を判断するもの**としてはどうか。「同一の事業者が実施する再エネ発電事業」については、
 - **実質的支配者が同一である特別目的会社（SPC）は、「同一の事業者」と判定**する
 - 同一の事業者が「実施する再エネ発電事業」には、FIT/FIP認定や設置の時期を問わず、**既認定・認定申請中の全ての再エネ発電事業が含まれる**こととするなど、**実質的な判断がなされる**ようにしてはどうか。

説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲（案）

＜電源の設置場所・設置形態＞

- 低圧（50kW未満）の電源であっても、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高く、説明会開催を求めべきと考えられる「災害の影響が及ぶおそれが特に高いエリア」「住民の生活環境に近いエリア」「条例に定められた自然環境・景観等を考慮した保護エリア」は、前々回会合における委員の指摘や本WGでのヒアリングを踏まえ、次のエリアとすることとしてはどうか。
 - ① 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア
 - ・ 森林法における林地開発許可の対象エリア
 - ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可の対象エリア
 - ・ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可の対象エリア
 - ② 災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア
 - ・ 土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）
 - ・ 土砂災害危険箇所
 - ③ 条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリア
- (※) なお、中間とりまとめにおいて、屋根設置太陽光は、原則として安全上の影響が及び得る範囲は当該屋根の建物を使用する者に限定されると考えられ、野立て太陽光と比べて、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が低いため、事前周知を要件化せずに、努力義務として求める方向が取りまとめられているところ。

説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲（案・まとめ）

● 以上を踏まえると、説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲については、下表のように整理される。

	住宅用太陽光 （※ 2）	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧（50kW未満） ※住宅用太陽光・屋根設置を除く	高圧・特別高圧 （50kW以上） ※屋根設置を除く
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア（※ 1）外	事前周知を 要件としない	事前周知を 要件としない （努力義務として求める）	説明会以外の手法での 事前周知を求める （※ 3、※ 4）	説明会の開催を求める （※ 4）
周辺地域や周辺環境に 影響を及ぼす可能性が 高いエリア（※ 1）内				

（※ 1）①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP認定申請要件として許認可取得を求めることとした許認可に係るエリア、②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアを指す（詳細はp.13参照）。

（※ 2）10kW未満の太陽光発電事業を指す。

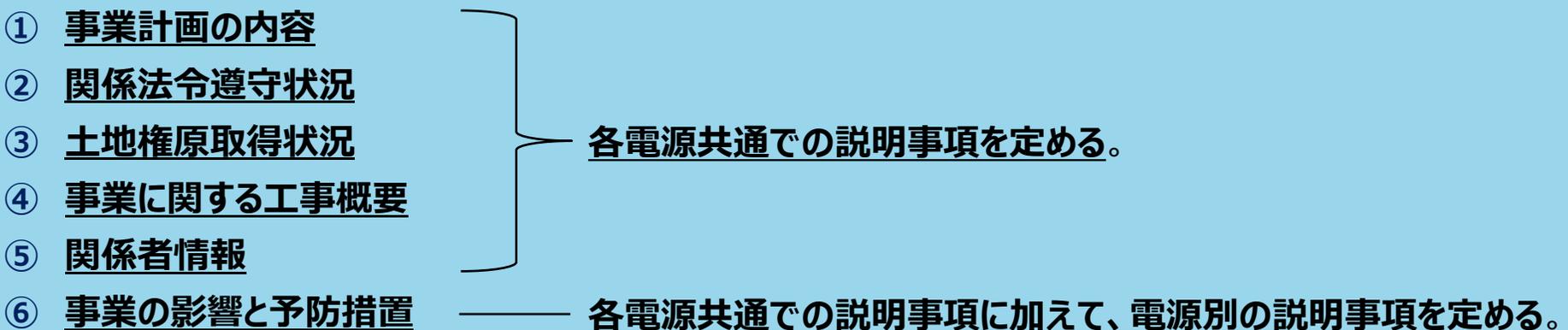
（※ 3）説明会の対象となる「周辺地域の住民」の範囲内に、同一の事業者が実施する再エネ発電事業がある場合には、それらの複数の電源を合計した出力が50kW以上となる場合には、説明会の開催を求める（詳細はp.11参照）。

（※ 4）FIT/FIP認定申請前に実施された他法令・条例に基づく説明会等において、再エネ特措法に基づく説明会等に関する要件を全て充足している場合には、手続の合理化を図る観点から、再エネ特措法に基づく説明会開催又は事前周知の要件を充足するものとして取り扱う。（なお、この場合においても、事業者は説明会の概要を報告する報告書（概要報告書）を提出する等の所要の手続を行う必要がある。）

説明会の説明事項（案）

<基本的な考え方>

- 再エネ発電事業の実施に当たって発生し得る地域への影響を十分に説明し、住民との適切なコミュニケーションを求めるため、説明会においては、適切かつ十分な情報提供がされる必要がある。こうした観点から、説明事項として、前々回会合で示した以下の①～⑥の項目を求めることとしてはどうか。
- このうち、本WGにおけるヒアリングを踏まえると、特に、⑥事業の影響と予防措置は、電源ごとに説明すべき内容が異なることから、各電源共通での説明事項（安全面、廃棄・リサイクルの計画等）に加えて、電源別の説明事項を定めることとしてはどうか。一方で、①～⑤の項目については、各電源共通での説明事項を定めることとしてはどうか。



- その上で、事業者や住民の予見性を確保するため、各項目における説明事項について、次ページ以降で更なる具体化を図ることとする。（なお、⑥事業の影響と予防措置に係る説明事項については、各電源の特性等进行分析した上で、次回以降の本WGで検討を行うこととする。）

説明会の説明事項（案）

＜関係法令遵守状況（項目②関係）＞

- 関係法令遵守状況の説明について、認定事業者が遵守すべき関係法令（条例を含む。）は、事業実施の各段階に応じて多様である中で、FIT/FIP認定申請前の時点で、それら全ての網羅的な説明を求めた場合、かえって形骸的な説明となるおそれがあり、提供される情報の適切性の観点からの検討が必要である。
- このため、FIT/FIP認定申請前の時点において必須の説明を求める関係法令遵守状況としては、以下①～③の関係法令に係る手続の要否と、手続が必要である場合は、許認可等の取得状況・手続のスケジュール・法令を遵守するための実施体制（「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について（2023年5月25日・関係省庁申合せ）」が一つの指針となる。）などとしてはどうか。
 - ① 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めることとした許認可
 - ・ 森林法における林地開発許可
 - ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可
 - ・ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可
 - ② ①の他、FIT/FIP認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令における許認可・届出等
 - ③ 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等

＜土地権原取得状況（項目③関係）＞

- 土地権原取得状況については、土地所有者等のプライバシーへの配慮等の観点を踏まえ、土地に係る登記等そのものを示すのではなく、土地権原の有無と土地権原取得状況についての説明を求めています。

説明会の説明事項（案・まとめ）

● 以上を踏まえると、説明会の説明事項については、下表のように整理される。

項目	説明事項
① 事業計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 電源種、設置形態、出力規模などを説明する。 ➢ 実施場所については、図面やイメージ写真を用いて説明する。
② 関係法令遵守状況	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 説明対象とする関係法令は、以下のものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めることとした許認可 ②上記①の他、FIT/FIP認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令における許認可・届出等 ③条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等 ➢ 上記①～③の手続の要否と、手続が必要である場合は、許認可等の取得状況・手続のスケジュール・法令を遵守するための実施体制（「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について（2023年5月25日・関係省庁申合せ）」が一つの指針となる。）などを説明する。
③ 土地権原取得状況	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 土地権原の有無と土地権原取得状況を説明する。
④ 事業に関する工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 予定する工事のスケジュール（運転開始予定日を含む。）などを説明する。
⑤ 関係者情報	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業者が法人の場合は、代表者・役員に加えて、主な出資者・保守点検責任者などを説明する。
⑥ 事業の影響と予防措置	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 考えられる安全面・景観・自然環境・生活環境への影響とその予防措置の説明に当たっては、単に影響はないと説明するだけでなく、仮に影響が及ばない場合であっても、そのように考えられる理由を具体的に説明することが必要ではないか。 ➢ 分かりやすい説明を行うためには、どのような方法（例：イメージ写真等）があるか。 ➢ 特に生活環境への影響については、反射光・騒音・臭いなど電源種別の特徴や考えられる影響を考慮した説明が必要ではないか。 ➢ 再エネ発電事業の廃棄・リサイクルについて、どのような説明（例：廃棄計画、廃棄予定日、設備に含まれる有害物質等）を行うことが効果的か。

各電源共通での説明事項

各電源共通での説明事項
+ 電源別の説明事項

→ ⑥事業の影響と予防措置に係る説明事項については、各電源の特性等を分析した上で、次回以降の本WGで検討する。

説明会の議事（案）

<基本的な考え方>

- 説明会において、事業者と住民の間のコミュニケーションを促進する観点から、事業者から説明事項を一方向的に説明するだけでなく、説明会の議事として、質疑応答の時間を設け、住民の質問に対して誠実に回答することを求めることとしてはどうか。

<質疑応答等>

- 質疑応答等に関しては、下記のような点を踏まえる必要がある。
 - 質疑応答については、住民からの質問等に十分対応できる質疑時間を確保することが必要ではないか。その際に、事業者・住民の予見可能性の確保の観点、説明会の形骸化を防ぐという観点等を勘案したときに、質疑時間として確保すべき時間を具体的に示すことが適切か。
 - 質疑時間超過後に残った質問等に対応するため、又は質問等がなくなったことを客観的に確認するため、説明会後に事業者が一定期間、質問募集フォーム等を設け、当該フォームに提出された住民の質問等に対して、事業者が書面又は再度開催する説明会において誠実に回答することを求めることとしてはどうか。
- (※) 説明会開催後に受け付けた質問等に対して、事業者が書面での回答や、再度の説明会の開催を行わない場合には、説明会等の認定要件を満たさないこととなる。

「周辺地域の住民」の範囲（案）

＜客観性・明確性を有する数値基準＞

- 「周辺地域の住民」の範囲については、事業者・住民の予見性を確保する観点から、電源種・規模を踏まえて、客観性・明確性を有する数値基準を設定することが重要となる。このため、本WGにおけるこれまでの議論やヒアリングを踏まえ、電源種・規模ごとに、発電所の敷地境界からの距離による数値基準を設定することとしてはどうか。（具体的な数値基準は、各電源の特性や条例に基づく説明会の例などを分析した上で、次回以降の本WGで検討する。）
- その上で、発電所の敷地境界から一定の距離内のどのような者を対象とするかが論点となる。
 - 本WGにおけるヒアリングでは、土地・建物所有者、賃借権等の権原により土地・建物を使用する者も対象とする例が見られたが、事業者にとっては、こうした権原を有する者の特定が困難な場合もある。このような点を踏まえ、「周辺地域の住民」は、発電所の敷地境界から一定の距離内の居住者とすることを原則としてはどうか。
 - 他方で、条例に基づく説明会では、発電設備の設置場所の隣接地について、土地の所有者等を対象としている例もある（p.30-32参照）ところ、居住者以外の者について、どのように取り扱うべきか。

＜地域の実情を踏まえた対応＞

- 設置場所等を踏まえつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行う観点では、下記を考慮する必要がある。
 - 本WGにおけるヒアリングによると、自治体の条例に基づく説明会や、事業者が任意に実施する説明会においては、事業実施により自然環境、生活環境、景観等に著しい影響を受けるおそれがある地域を特定することなどを目的として、地域の実情を把握する自治体等への相談を行い、その実情を踏まえて説明会の対象住民を特定している例があった。
 - また、現行の再エネ特措法の事業計画策定ガイドラインにおいても、「地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談すること」を努力義務としている。
 - 他方で、事業者から相談を受ける自治体の事務負担に配慮することも必要となる。

「周辺地域の住民」の範囲（案・まとめ）

- 以上を踏まえ、「周辺地域の住民」の範囲については、
 - ① 事業者・住民の予見性を確保する観点から、電源種・規模ごとに、発電所の敷地境界からの距離による数値基準を設定し、当該範囲内の居住者を基本とした上で、
 - ② 自治体の事務負担に配慮しながら、設置場所等を踏まえつつ、地域の実情に応じた柔軟な対応を行う観点から、説明会開催が要件として求められる事業については、地域の実情を把握する市町村への事前相談を行うことを求め、市町村から意見があった場合には、その意見を尊重して、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加える（市町村から意見がない場合には、①の範囲が適用される）こととしてはどうか。

(※) 市町村境に近接して再エネ発電事業が実施されるケースも想定されるところ、②については、再エネ発電事業の実施場所が属する市町村に、他の市町村への相談の要否を確認し、相談が必要とされた場合には、同様に当該他の市町村に事前相談を行い、その意見を尊重して、当該他の市町村の住民などを「周辺地域の住民」の範囲に加えるなどの対応が必要ではないか。

説明会の開催時期・回数（案）

＜説明会の開催時期＞

- 再エネ特措法では、FIT/FIP認定の時点において、再エネ発電設備の設置場所や規模（出力）といった事項が基本的に定まっていることを求めている。この点を前提に、住民に対する十分な説明を実施できるように、説明会の開催をFIT/FIP認定申請までのタイミングで求めているもの。したがって、あらかじめ要件を充足する説明会を開催し、再エネ発電設備の設置場所や規模（出力）を確定させた上で、FIT/FIP認定を申請するというフローが基本である。
- また、説明会における住民の意見・質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間を確保することも必要となる。
- 以上を踏まえ、説明会は、FIT/FIP認定申請の一定期間前（例：3ヶ月前）までに実施することを求めているかどうか。

＜説明会の開催回数＞

- 説明会の開催回数については、以下の考え方を基本とすべきではないか。
 - 一回の説明会に多くの住民が参加すると、円滑なコミュニケーションを図ることが困難となる場合が想定されることから、適切なコミュニケーションを図ることのできる規模で説明会が開催される必要がある。この観点から、同じ内容の説明会を何回かに分けて開催することが必要となる場合がある。
 - 説明会開催後も、住民からの質疑等が多い場合などにおいては、住民の関心事項等に応じて、同一の住民を対象に複数回の説明会の開催が必要となる場合がある。
 - さらに、説明会を開催すべき回数を要件として定めるとしても、当該要件の回数を超えて、事業者が任意の説明会を追加的に開催することを妨げないようにすることが必要。

説明会の開催時期・回数（案）

<周辺地域の住民への影響が大きい場合の説明会の開催>

- 事業実施による周辺地域の住民への影響が大きく、関係法令における許認可等を要する場合などについては、説明会における住民の意見・質問等を踏まえて、事業者が対応を検討するための十分な期間を確保する観点から、事業の初期段階から、住民とのコミュニケーションを図ることが一層重要となる。
- このため、以下の①～③に該当する場合については、FIT/FIP認定申請前に加えて、事業実施の早期段階（例：関係法令における許認可等の申請前）においても説明会の開催を求める（FIT/FIP認定申請前において2回のタイミングでの説明会の開催を要件として求める）こととしてはどうか。
 - ① 災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものとして、FIT/FIP認定申請要件として取得を求めることとした許認可が必要となる場合
 - ・ 森林法における林地開発許可
 - ・ 宅地造成及び特定盛土等規制法の許可
 - ・ 砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）における許可
 - ② 環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合
 - ③ 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合
- さらに、上記②の環境影響評価法又は条例に基づく環境アセスメントの対象となる場合については、FIT/FIP認定後に、環境アセスメントの結果を踏まえた事業内容を説明するための説明会の開催を求めるなどの対応が必要ではないか。

説明会に関するその他の論点（案）

＜説明会の開催案内＞

- 説明会の開催案内については、説明会の日時・場所を明確にした上で、説明会の開催2週間前までに実施することとしてはどうか。また、事業者が適切に開催案内を行ったことを確認するため、認定申請時に開催案内を実施したことを証する資料の提出を求めることとしてはどうか。
- 説明会の開催案内の方法については、本WGにおけるヒアリング等を踏まえると、ポスティング、戸別訪問、回覧板、自治体広報誌の活用、事業者HPへの掲載といった方法が考え得るところ、以下のいずれかの方法によることとしてはどうか。
 - ・ ポスティング
 - ・ 戸別訪問
 - ・ 回覧板
 - ・ 自治体広報誌（紙媒体）の活用
- 事業者のHPへの掲載については、住民にとってHPへの掲載を認知するきっかけがないことから、上記のような周知方法との組合せが必要である。

説明会に関するその他の論点（案）

＜説明会に出席すべき説明者＞

- 説明会の実施に当たって、説明の責任主体を明確化する観点から、説明会には再エネ発電事業者自身の出席を求めるべきではないか。
- なお、再エネ発電事業の実施に当たっては、その一部を委託事業者に委託する場合が想定される。この場合には、説明会において十分な説明を実施するために、専門的・技術的知見を有する委託事業者等が同席することは有効な手段となる。ただし、この場合であっても、前述のとおり、説明の責任主体は再エネ発電事業者となる点には留意が必要である。

(※) なお、再エネ発電事業者と住民とのコミュニケーションに關与する観点から、地域の実情を把握する市町村が説明会に出席することを希望する場合には、市町村が説明会に出席できるものとしてはどうか。

＜認定後に事業譲渡等の計画内容の変更があった場合の取扱い＞

- 事業譲渡や実質的支配者の変更により事業者が交代する場合は、新規で事業を開始する場合と同様に、事業者と住民の間でコミュニケーションを改めて図る必要性が高いことから、変更認定申請の際等に、改めて説明会の開催を求めることが適切である。

(※) さらに、事業譲渡等に伴い、再エネ発電事業の実施者・実質的支配者が変更された場合において、変更前/変更後の実施者・実質的支配者に、説明会の開催に当たってどのような対応を求めることが適切か。

- 加えて、再エネ発電事業の重要な事項に変更がある場合には、事業が周辺地域に及ぼす影響等が変化することから、同様に、変更認定申請の際等に、改めて説明会の開催を求めることが適切と考えられる。具体的には、下記の場合については、改めて説明会の開催を求めるべきではないか。
 - ・ 再エネ発電設備の増出力によって、説明会開催が必要な場合に新たに該当する場合
 - ・ 再エネ発電設備の認定出力・パネル出力（太陽光発電設備の場合）を一定規模以上変更する場合
 - ・ 再エネ発電事業の設置場所を変更する場合

説明会に関するその他の論点（案）

<説明会を開催したことを証する資料>

- FIT/FIP認定申請時に、説明会を開催したことを証する資料として、**開催案内を実施したことを証する資料・説明会の議事録・出席者名簿・配布資料・質問募集フォーム（p.23参照）における質問等と回答に加えて、説明会の概要を報告する報告書（概要報告書）**の提出を求めることとしてはどうか。
- その上で、**事業者の申請内容に虚偽が発覚した場合は、必要な要件を満たさない申請として認定を行わず、仮に認定後に虚偽が発覚した場合は、認定を取り消すなどの厳格な対応を行うことになる。事業者が報告した説明会の内容に疑義が生じた場合に検証を行う**ことができるよう、例えば、以下の対応を講じることとしてはどうか。
 - 説明会での説明内容等につき疑義がある場合に、**住民が資源エネルギー庁に対して通報**を行うことができる**通報フォームを整備**する。
 - 住民からの通報等を端緒として、**事業者の申請内容に疑義が生じた場合には、資源エネルギー庁から事業者に対して報告徴収等を実施し、説明会の録画及び録音の提出**を求める。
 - その際に再エネ発電事業者が客観的な証拠を提出できるよう、FIT/FIP認定の認定基準として、**説明会の全景の録画及び録音（※）と、その保管を求める**。

（※）なお、こうした録画及び録音は、説明会の開催状況に疑義が生じた場合に、資源エネルギー庁からの報告徴収等に応じて提出することを目的としているものであり、事業者が広く対外公表することはプライバシーの観点から許容されない。

説明会以外の方法による事前周知（案）

＜事前周知の方法＞

- 説明会以外の方法による事前周知については、事業内容なども含めた**適切かつ十分な情報提供**が必要である。こうした中で、**ポスティング、戸別訪問、回覧板、自治体広報誌の活用、事業者HPへの掲載**といった方法については、次のようなメリット・デメリットが挙げられる。
 - **回覧板・自治体広報誌**は、**地域に密着した形での情報提供**が可能であり、自治体・住民との**コミュニケーション促進の観点からは有効な手段**であるが、**一度に掲載できる情報の量には限度**がある。
 - **ポスティング、戸別訪問、事業者HPへの掲載**といった方法は、回覧板、自治体広報誌の活用といった方法よりも**多くの情報を提供することが可能**である。
 - **事業者のHPへの掲載**については、住民にとって**HPへの掲載を認知するきっかけがない**ことから、**住民に周知できる具体的な手法方法（回覧板、自治体広報誌（紙媒体）の活用）との組合せ**が必要である。
- これらの点を踏まえ、事前周知の方法については、以下の(i) (ii)のいずれかの方法によることとしてはどうか。
 - (i) **ポスティング又は戸別訪問**による方法
 - (ii) **回覧板又は自治体広報誌（紙媒体）を活用して事業者HPへのリンクを示した上で、当該事業者HPに情報を掲載する**方法

説明会以外の方法による事前周知（案）

＜事前周知での説明事項等＞

- 説明会以外の方法による事前周知においても、周辺地域の住民に対して、適切かつ十分な情報が提供されることが重要であり、事前周知の内容については、説明会と原則同じとすることとしてはどうか。
- 事前周知を行うべき「周辺地域の住民」の範囲については、自治体の事務負担に配慮しつつ、事業者・住民の予見性を確保する観点から、電源種・規模ごとに、発電所の敷地境界からの距離による数値基準を設定し、当該範囲内の居住者を対象とすることとしてはどうか。
- また、事前周知は、FIT/FIP認定申請の一定期間前（例：3ヶ月前）までに実施することを求めた上で、事前周知の際には必ず質問等の提出先・提出期限（例：事前周知の日から2週間以上の期間を設ける）を記載し、提出された質問等には、事業者が書面において誠実に回答することを求めることとしてはどうか。
- さらに、事前周知を行ったことを確認するために、事前周知先の名簿・配布資料・事前周知後に提出された質問等と回答に加えて、事前周知の概要を報告する報告書（概要報告書）の提出を求めることとしてはどうか。その上で、事業者の申請内容に虚偽が発覚した場合は、必要な要件を満たさない申請として認定を行わず、仮に認定後に虚偽が発覚した場合は、認定を取り消すなどの厳格な対応を行うことになる。